公開用	

令和 8 年 8 月

第 2 回　行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時　　令和 8 年 8 月 10 日　　午前 10 時開会

2. 開催場所　　行橋市役所 東棟 501 会議室

3. 農業委員出欠者の状況

出席委員　　13　　名

欠席委員　　0　　名

議席	氏　名	出欠
7	出 口 政 廣	出
5	吉 村 郁 子	出
6	藤 川 放 作	出
4	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
11	西 村 直 仁	出
10	木 山 鈴 江	出
13	石 本 浅 夫	出
3	繁 永 國 廣	出
9	川 本 博	出
1	村 上 美 明	出
2	富 田 和 重	出
8	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者　　0　　名

5. 傍聴者　　0　　名

6. 議事内容

議案第　4 号　　農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第　5 号　　農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第　6 号　　農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第　7 号　　農地転用計画変更申請について

議案第　8 号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について

報告第　1 号　　非農地証明について

7.農業委員会事務局職員

事務局長　　井上 栄輔

農地係長　　宮﨑 崇文

会長	出席者13名で定足数に達していますので、これより、第2回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 －委員・事務局朗読-
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第4号から議案第8号までの5件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第4号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和8年8月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下7件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に今川地区の地区番号4番について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。 まず、今川地区の地区番号4番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により■■■■委員の退室を求めます。 －■■■■委員退室－
会長	今川地区の地区番号4番について地区担当職員より報告願います。
事務局	今川地区の1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号4番。物件の表示は、大字天生田■■■■、田、2,763㎡、外1筆計 6,831㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■。■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。今川地区の地区番号4番についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今川地区の地区番号4番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、■■■■委員の入室を求めます。 －■■■■委員入室－
会長	次に、仲津地区の1件について地区委員より報告願います。
大田委員	仲津地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。物件の表示は、大字東徳永■■■■、畑、2,624㎡。譲渡人は、糟屋郡粕屋町■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さ

	んです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
木山委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、東泉■■■■、畑、917 ㎡。譲渡人は、久留米市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、今川地区の残り 1 件、地区番号 3 番について地区委員より報告願います。
繁永委員	今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字天生田■■■■、畑、86 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、糟屋郡宇美町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、稗田地区の 2 件について地区委員より報告願います。
村上委員	稗田地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、大字上稗田■■■■、畑、309 ㎡、外 1 筆計 346 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 6 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、317 ㎡。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。物件の表示は、大字二塚■■■■、田、380 ㎡、外 1 筆計 1,364 ㎡。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。

会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 4 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 5 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 8 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
長城委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字東徳永■■■■、畑、15 ㎡、大字東徳永■■■■、畑、17 ㎡、2 筆計 32 ㎡。転用理由としては、住宅用排水用地を設置するものです。内容は、住宅用排水用地 32 ㎡です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。書類等完備されており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査においては許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西村委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、糟屋郡久山町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、西泉■■■■、田、305 ㎡、西泉■■■■、田、313 ㎡、2 筆計 618 ㎡。転用理由としては、宅地分譲をするものです。内容は、宅地分譲 2 区画 618 ㎡です。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要、宅建免許証が添付されています。書類等完備されており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字延永■■■■、畑、1,117 ㎡。転用理由としては、農業用倉庫を建設するものです。内容は、農業用倉庫 141.68 ㎡、その他 975.32 ㎡です。資金計画は、自己資

	金及び借入金で実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。書類等完備されており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査においては許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。4 条関係についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 5 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 3 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 6 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 8 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西村委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、西泉■■■■、田、1.20 ㎡。所有者は、糟屋郡久山町■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、贈与契約により所有権を移転し、進入路を拡幅するものです。進入路拡幅 1.20 ㎡。すでに実行済みのため始末書が添付されています。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。
繁永委員	今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、糟屋郡宇美町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字天生田■■■■ 、畑、27 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 27 ㎡。資金計画は自己資金で既に実行済みのため始末書が添付されております。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。書類等完備されており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが敷地拡張の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。

富田委員	延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字下津熊■■■■、田、787㎡、そのほか農地外361.63㎡、計画変更同時申請分809㎡が転用計画に含まれています。所有者は、北九州市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅及びドッグランを設置するものです。共同住宅2棟528.84㎡、ドックラン165㎡、駐車場300㎡、その他963.79㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。書類等完備されており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第6号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請3件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第7号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第7号、農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和8年8月10日提出、行橋市農業委員会　会長　石本浅夫。記、1申請人、■■■■　以下1件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。延永地区の1件について、地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区1件について地区審査の結果をご報告します。地区番号1番。計画変更申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和7年8月25日。変更する土地は、計画変更前が大字下津熊■■■■、305㎡、大字下津熊■■■■、504㎡、そのほか農地外292㎡です。計画変更後は大字下津熊■■■■、787㎡、大字下津熊■■■■、305㎡、大字下津熊■■■■、504㎡、そのほか農地外361.63㎡となります。当初計画は共同住宅及びドッグランを設置するもので、共同住宅1棟235.2㎡、ドックラン165㎡、駐車場162.5㎡、その他538.3㎡です。施工主は■■■■です。変更計画は共同住宅及びドッグランを設置するもので、共同住宅2棟528.84㎡、ドックラン165㎡、駐車場300㎡、その他963.79㎡です。施工主は■■■■です。計画を変更する理由は、当初、農地2筆で許可を受けた農地転用計画に1筆を追加し、敷地面積を増やして、共同住宅1棟から2棟に計画変更するものです。以上です。

会長	報告が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第7号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第7号、農地転用計画変更申請1件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第8号。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和8年8月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。こちらは農地法第3条ではなく、中間管理機構を通して行う農地の売買になります。申請地は受付番号1、大字元永■■■■、田、1,072㎡、大字元永■■■■、田、3,250、計2筆4,322㎡。所有者は、兵庫県伊丹市■■■■、■■■■さんです。所有権の移転を受けるのは、行橋市■■■■、■■■■さんです。■■■■さんは地域の担い手であり、全部利用要件の法第18条第5項第2号関係を満たしております。承認いただければ行橋市長へ意見書を送付いたしますので、本会議でも審議の程よろしくお願いします。以上です。-
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案8号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。最後に、報告第1号非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	朗読します。報告第1号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和8年8月10日提出。行橋市農業委員会会長　石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下2件。①■■■■。土地、北泉■■■■、田、1,085㎡。理由、当該農地は、20年以上店舗用地となっており、農地として復元することが困難なため。②■■■■。土地、上稗田■■■■、田、301㎡。理由、

	当該農地は、山林となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。
会長	朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。3 番、繁永委員、4 番、大田委員に署名願います。本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。